

令和6年2月変更

藤岡市過疎地域持続的発展計画

令和3年度 ～ 令和8年度

群馬県
藤岡市

目 次

1 基本的な事項	1
（１）市の概況	1
（２）人口及び産業の推移と動向	2
（３）市行財政の状況	5
（４）地域の持続的発展の基本方針	7
（５）地域の持続的発展のための基本目標	9
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	9
（７）計画期間	10
（８）公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
（１）現況と問題点	11
（２）その対策	11
（３）計画	12
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	14
（１）現況と問題点	14
（２）その対策	15
（３）計画	16
（４）産業振興促進事項	18
（５）公共施設等総合管理計画等との整合	18
4 地域における情報化	19
（１）現況と問題点	19
（２）その対策	19
（３）計画	19
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	20
（１）現況と問題点	20
（２）その対策	21
（３）計画	21
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	22

6	生活環境の整備	23
	(1) 現況と問題点	23
	(2) その対策	23
	(3) 計画	24
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
	(1) 現況と問題点	26
	(2) その対策	26
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
8	医療の確保	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	28
	(3) 計画	28
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
9	教育の振興	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	30
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
10	集落の整備	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
11	地域文化の振興等	33
	(1) 現況と問題点	33
	(2) その対策	33
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
12	再生可能エネルギーの利用の推進	34

（１）現況と問題点	34
（２）その対策	34
（３）計画	35
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	35
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	36
（１）現況と問題点	36
（２）その対策	36
（３）計画	36
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	37
過疎地域持続的発展特別事業計画	38

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然、地理的条件

藤岡市（以下「本市」という。）は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神川町、西は高崎市・甘楽町・下仁田町、南は神流町・埼玉県秩父市、北は高崎市・玉村町と接している。

総面積は180.29km²で、主な山岳には、西部に赤久縄山と西御荷鉾山があり、市街地と大部分の農耕地は標高80mから100mに集中している。

また、平坦部は市域の約3割、山間部は約7割という変化に富んだ自然が地域の景観を特徴づけており、上野村から流れる神流川や赤久縄山を源流とする鮎川の清流に沿った自然は、四季折々の自然の豊かさを実感させるとともに、次代に引き継ぐべき貴重な財産となっている。

さらに、市街地を含む平坦部は三方を河川に囲まれており、山間部における豊かな自然環境と相まって、休養やレクリエーションの場、緑とのふれあいの場としての役割を担っている。

森林は、水源かん養や保健休養機能をはじめとする公益的機能を有しているものの、十分な管理がされず荒廃が進んでいる。

平坦部の年間降水量は約1,000mm、年間平均気温は約15℃と比較的温暖な気候で、冬の降雪はほとんどない。標高による違いから冬季の山間部では気温が下降する一方、盛夏期の平野部では気温が上昇するなど気象の変化が地域的に大きい。

旧鬼石町区域（以下「本区域」という。）は、市の南部に位置し、東西に約10.7km、南北約5.3km、面積は約52.5km²で、その8割程度が山林に覆われている。地形は、西端部にある東御荷鉾山を頂点とした褶曲山地であり、この谷間を三波川が流れている。

また、西は神流町、東と南は神流川を県境として埼玉県と接し、清流と緑の山並みに囲まれ、うるおいとやすらぎのある豊かな自然に抱かれた地域である。

イ 歴史

本市の歴史は古く、古墳時代の遺跡も多く発見されている。室町時代には関東管領職にあった上杉憲実が平井城を築いた。江戸時代は日野絹の集散地として栄え、明治以降は高山社に代表される養蚕業の先進地、また、木材の集積地として発展してきた。

高度経済成長期には、輸送機器、電気機器等を中心とする企業の進出が進むとともに、周辺市町村からの流入人口の急増等により、都市として着実な発展を遂げた。関越自動車道及び上信越自動車道が整備され、交通の要衝地として発達した。

鬼石町の歴史は、縄文時代中期にまで遡ることができ、この頃の集落跡が遺されている。中世には北谷郷と称され、北谷衆と呼ばれる豪族がいた。近世はおおむね幕府領であった。その後は、緑野郡の鬼石村、浄法寺村、三波川村と甘楽郡の譲原村、保美濃山村、坂原村であった。鬼石村は、明治7年に鬼石町になり、明治22年に浄法寺村と合併した。また、譲原村、保美濃山村、坂原村が合併し、美原村となった。昭和29年には、鬼石町、三波川村、美原村の1町2村が合併し、現在の本区域の姿となった。

本区域は、県内有数の木材の産地として栄えてきたが、昭和40年代になると、下久保ダム建設による美原地区310世帯の水没や、若者を中心とした町外への流出により、過疎化が始まった。

ウ 公共交通

鉄道は、JR高崎線と八高線、上越新幹線が市北部を横断しており、市内にはJR八高線の群馬藤岡駅と北藤岡駅の2つの駅がある。

バスは、市内を循環する路線バスや広域連携による路線バスが運行されており、令和3年10月からは、神流地区と美土里地区の両地区で新路線の実証実験を開始する。なお、本区域では路線バスが4路線ある。

エ 道路

高速道路網は、国土の南北軸である関越自動車道と東西軸である上信越自動車道、北関東自動車道の十字軸が完成し、日本海から太平洋、東北から中京・関西を結ぶ高速自動車交通ネットワークの結節点として重要な役割を担っている。

一般国道は、国道17号と254号、462号が通っており、埼玉・東京方面と新潟や長野方面を結ぶ主要幹線として、重要な役割を担っている。

市民生活に身近な市道は、令和3年4月1日現在で路線数5,403路線、実延長約1,168kmで、このうち本区域の市道は路線数934路線、実延長約281kmとなっているが、未改良で幅員が狭い路線が多く、市道の計画的整備を推進する必要がある。

オ 産業の状況と社会的経済的発展の方向

農業分野では、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農家数が減少しており、魅力ある農業の確立が大きな課題となっている。

林業分野では、森林の公益的機能に対する関心は高まってきているものの、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、御荷鉾林業地帯の特性を生かした産業の確立が課題となっている。

工業分野では、旧来の地場産業の瓦産業にかわって、輸送機器、電気機器をはじめ機械、金属、プラスチック製品等の製造業が中心になっている。従業員数が30人に満たない小規模な企業が中心で、生産環境の整備が課題となっている。

商業分野では、消費者が市外へ流出する傾向や大型店の進出により、中心市街地の商店街の状況は厳しさを増している。空き店舗の活用やソフト事業の拡充が課題となっている。

関越自動車道と上信越自動車道、北関東自動車道の十字軸が完成したことにより、首都圏をはじめとする各地からのアクセスが向上し、豊富な観光資源を活用した産業の振興や流通分野での進展等の経済的な発展が期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

国勢調査による本市の人口は、昭和40年代以降の急速な都市化の進展によって、平成7年の70,528人まで増加を続けていたが、その後減少に転じた。平成27年の65,708人から令和47年には32,725人となり、50.2%減少すると見込まれている。

年齢構成別にみると、生産年齢人口（15歳から64歳）は、少子化の進行に伴い、平成27年の38,660人から令和47年には15,365人となり60.3%減少すると予測されている。一方、年少人口（15歳未満）は平成27年の8,110人から令和47年には2,796人となり65.5%減少し、高齢者人口（65歳以上）は、平成27年の18,807人から令和47年には14,564人となり22.6%減少すると見込まれているものの、総人口に占める高齢者人口の割合が平成27年の28.6%から令和47年には44.5%と増加を続け、少子高齢化が一層進むものと予測されている。

本区域では、昭和35年に11,100人であった人口が、昭和44年の下久保ダム completion とともに水没地域の集団転出や、社会情勢の変化等により減少に転じ、平成27年では5,455人となっているが、高齢者比率は増加している。

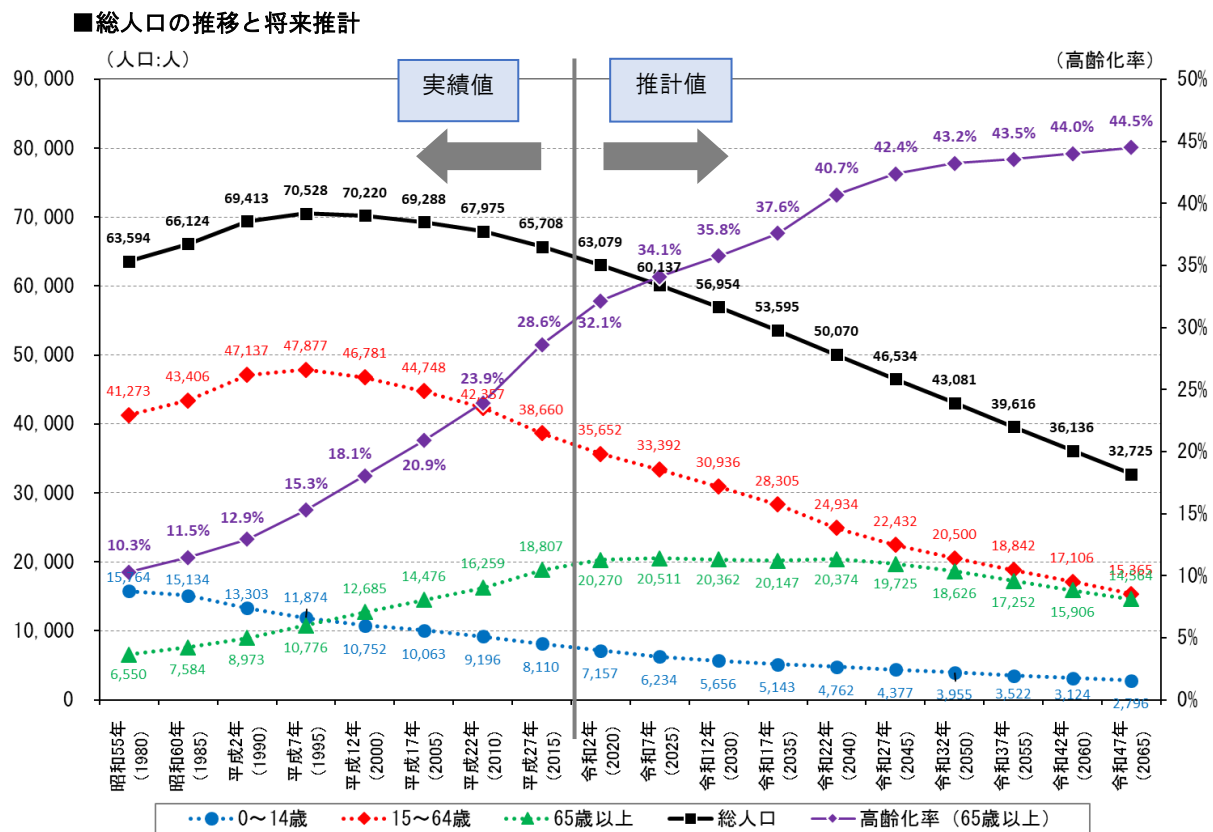
表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）（藤岡市）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 52,033	人 59,584	% 14.5	人 69,413	% 16.5	人 69,288	% △ 0.2	人 65,708	% △ 5.2
0歳～14歳	人 17,036	人 14,968	% △12.1	人 13,303	% △11.1	人 10,063	% △24.4	人 8,110	% △19.4
15歳～64歳	人 31,268	人 39,110	% 25.1	人 47,137	% 20.5	人 44,748	% △ 5.1	人 38,660	% △13.6
うち15歳～ 29歳(a)	人 11,681	人 14,045	% 20.2	人 14,249	% 1.5	人 11,098	% △22.1	人 8,903	% △19.8
65歳以上(b)	人 3,729	人 5,505	% 47.6	人 8,973	% 63.0	人 14,476	% 61.3	人 18,807	% 29.9
(a)／総数 若年者比率	% 22.4	% 23.6	—	% 20.5	—	% 16.0	—	% 13.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.2	% 9.2	—	% 12.9	—	% 20.9	—	% 28.6	—

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）（旧鬼石町区域）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,100	人 10,415	% △ 6.2	人 8,432	% △19.0	人 6,808	% △19.3	人 5,455	% △19.9
0歳～14歳	人 3,742	人 2,706	% △27.7	人 1,367	% △49.5	人 772	% △43.5	人 466	% △39.6
15歳～64歳	人 6,520	人 6,539	% 0.3	人 5,564	% △14.9	人 3,981	% △28.5	人 2,923	% △26.6
うち15歳～ 29歳(a)	人 2,370	人 2,217	% △ 6.5	人 1,663	% △25.0	人 982	% △41.0	人 675	% △31.3
65歳以上(b)	人 838	人 1,170	% 39.6	人 1,501	% 28.3	人 2,055	% 36.9	人 2,065	% 0.5
(a)／総数 若年者比率	% 21.4	% 21.3	—	% 19.7	—	% 14.4	—	% 12.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.5	% 11.2	—	% 17.8	—	% 30.2	—	% 37.9	—

表1-1 (2) 人口の見通し



出典：1980年～2015年は国勢調査（年齢3区分別人口に年齢不詳は含まない）
2015年以降はまち・ひと・しごと創生本部提供データ（端数処理により年齢3区分別人口合計と総人口が一致しない場合があります）

イ 産業

昭和35年の国勢調査では、第1次産業の就業人口構成比は51.4%、第2次産業20.5%、第3次産業28.1%であったが、平成27年の産業別人口構成比は、第1次産業4.4%、第2次産業35.7%、第3次産業58.7%となっている。

本区域では、昭和35年には第1次産業の就業人口構成比は42.8%、第2次産業28.7%、第3次産業28.4%であったが、平成27年では第1次産業の就業人口構成比は4.7%、第2次産業39.7%、第3次産業54.8%となっており、第1次産業の就業者の割合が大幅に減少し、第2次・第3次産業の就業者の割合が増加している。

表1-1 (3) 産業別人口の動向（国勢調査）（藤岡市）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,295	人 29,097	% 19.8	人 35,923	% 23.5	人 34,706	% △3.4	人 32,734	% △5.7
第一次産業 就業人口比率	% 51.4	% 21.6	—	% 9.4	—	% 6.1	—	% 4.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.5	% 37.2	—	% 44.4	—	% 37.5	—	% 35.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 28.1	% 40.8	—	% 46.1	—	% 55.8	—	% 58.7	—

表1-1(3)産業別人口の動向（国勢調査）（旧鬼石町区域）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,795	人 4,706	% △1.9	人 4,350	% △7.6	人 3,208	% △26.3	人 2,615	% △18.5
第一次産業 就業人口比率	% 42.8	% 17.1	—	% 9.3	—	% 6.0	—	% 4.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.7	% 34.2	—	% 43.7	—	% 38.2	—	% 39.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 28.4	% 48.6	—	% 46.9	—	% 55.8	—	% 54.8	—

（３）市行財政の状況

ア 行政の状況

本市では、増大する行政課題に対応した効率的な行政を推進するため、事務事業や組織機構の見直し等の行政改革に取り組んできた。今後も柔軟性と機動性に富んだ組織体制づくりや積極的なICTの活用、民間委託化を進めることにより、引き続き、組織機構の整理統合と合理化を一層進め、市民サービスの向上を図る必要がある。

また、地方分権のより一層の推進等に対応した事務処理体制の整備や職員の資質向上及び有能な職員の計画的採用を図るとともに、適正な人事管理に努める必要がある。

イ 財政の状況

本市の普通会計歳入決算額は、平成27年度281億円で、令和元年度には260億円となっており、歳入総額としては縮小しているものの、歳入全体に占める国庫支出金・県支出金・地方債を合わせた割合は依然として30%前後で推移している。

一方、歳出決算額は、平成27年度272億円、令和元年度には256億円であり、実質公債費比率は平成27年度11.0%から令和元年度には9.7%と減少しているが、経常収支比率については平成27年度97.2%が令和元年度には97.8%と増加し、依然高水準となっている。

少子高齢化や社会保障関係経費の増加に伴い、財政状況は厳しさを増し、行政需要は増大している。今後は、財源の確保や経常経費の節減、選択と集中による事業展開等、財政の効率的な運営が重要な課題である。

表1-2(1)市財政の状況(藤岡市)

(単位:千円、%)

区分		平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	一般財源	25,109,522	28,093,171	25,963,811
	国庫支出金	15,084,138	16,068,273	15,934,602
	県支出金	3,205,196	3,623,044	3,733,838
	地方債	1,591,975	2,663,929	2,136,952
	(うち過疎対策事業債)	2,670,410	2,981,115	2,063,165
	その他	(81,300)	(550,900)	(104,800)
	その他	2,557,803	2,756,810	2,095,254
歳出総額 B	義務的経費	24,215,785	27,179,265	25,587,009
	投資的経費	10,857,385	12,896,711	12,275,692
	(うち普通建設事業)	3,888,214	4,986,892	3,631,685
	その他	(3,888,214)	(4,986,892)	(3,322,480)
	その他	9,470,186	9,295,662	9,679,632
過疎対策事業費		532,951	858,212	144,931
歳入歳出差引額 C(A-B)		893,737	913,906	376,802
翌年度へ繰越すべき財源 D		214,149	171,534	137,447
実質収支 C-D		679,588	742,372	239,355
財政力指数		0.679	0.641	0.667
公債費負担比率		12.0	17.4	14.9
実質公債費比率		10.2	11.0	9.7
起債制限比率		6.2	8.2	5.4
経常収支比率		87.8	97.2	97.8
将来負担比率		51.1	19.5	4.9
地方債現在高		21,380,663	22,596,395	21,137,996

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況(藤岡市)

区分		平成22年度末	令和元年度末
市町村道	改良率 (%)	25.2	30.6
	舗装率 (%)	57.1	60.2
農道	延長 (m)	0	0
	耕地1ha当たり 農道延長 (m)	-	-
林道	延長 (m)	53,032	55,578
	林野1ha当たり 林道延長 (m)	-	-
水道普及率 (%)		99.7	99.7
水洗化率 (%)		87.4	92.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		14.3	13.9

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況(旧鬼石町区域)

区分		昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末
市町村道	改良率 (%)	14.5	11.3	18.9
	舗装率 (%)	13.5	29.0	36.3
農道	延長 (m)	6,423	3,881	3,881
	耕地1ha当たり 農道延長 (m)	14.0	9.8	10.7
林道	延長 (m)	18,710	22,102	22,820
	林野1ha当たり 林道延長 (m)	5.7	7.3	7.6
水道普及率 (%)		91.7	96.3	97.6
水洗化率 (%)		－	－	58.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		8.1	10.7	13.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア まちづくりの成果と課題

昭和30年代の後半から40年代の前半にかけて、急速な経済成長が農山村に波及し、人口の急激な減少を招くいわゆる過疎化現象が全国的に生じた。

本区域も、中心的な労働力となる若年層が都市部へ流出するとともに、基幹産業であった農林業から他産業への転業者が増加した。

鬼石町は、平成3年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域として指定を受けた。平成18年1月の合併後も、地域振興事業や住民福祉の向上等の過疎対策事業を積極的に実施してきた。

本区域は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的な機能を有しているため、国民の生活に重要な役割を果たしている。これらのことに住民が誇りを持ち、地域に愛着を持つことのできる地域社会を形成することが必要である。

以上のことを踏まえ、本市の概要や特性、時代の潮流等から、本区域のまちづくりの主要課題を次のとおり整理する。

まちづくりの課題

- ① 生活・環境の整備
- ② 健康・福祉の増進
- ③ 産業・観光の発展
- ④ 都市基盤の整備
- ⑤ 教育・文化の発展
- ⑥ 持続可能な行財政運営

イ まちづくりの基本方針（第5次藤岡市総合計画）

基本理念1 「ともに創る」

市民と行政のそれぞれが主体的に関わり、明るい未来を語り合いながら、ともに力や知恵を出し合う協働のまちづくりを進める。

基本理念2 「ともに磨く」

市民と行政のそれぞれの視点から、自然や歴史、文化などの本市の特性を生かし、藤岡らしさを磨いて魅力あるまちづくりを進める。

基本理念3 「ともに感じる」

すべての市民が健康で心豊かに、安心して住んでいる幸せを実感できるまちづくりを進める。

ウ 本市の将来像

まちづくりの基本理念を総合的に勘案し、目指す将来像を次のとおり定めた。

郷土を愛し 未来を創生する藤岡

- 「郷土を愛し」とは、長い年月で培われた歴史、文化や豊かな自然を有する本市を、市民一人一人が郷土として愛し、誇りに思っていることを表している。
- 「未来を創生する藤岡」とは、郷土を愛する市民と行政が協働してまちづくりを進め、明るい未来を創っていく藤岡を表している。

エ 将来像実現のための基本施策

将来像を実現するため、次のとおり6つの基本施策を定めた。

基本施策1 生活・環境

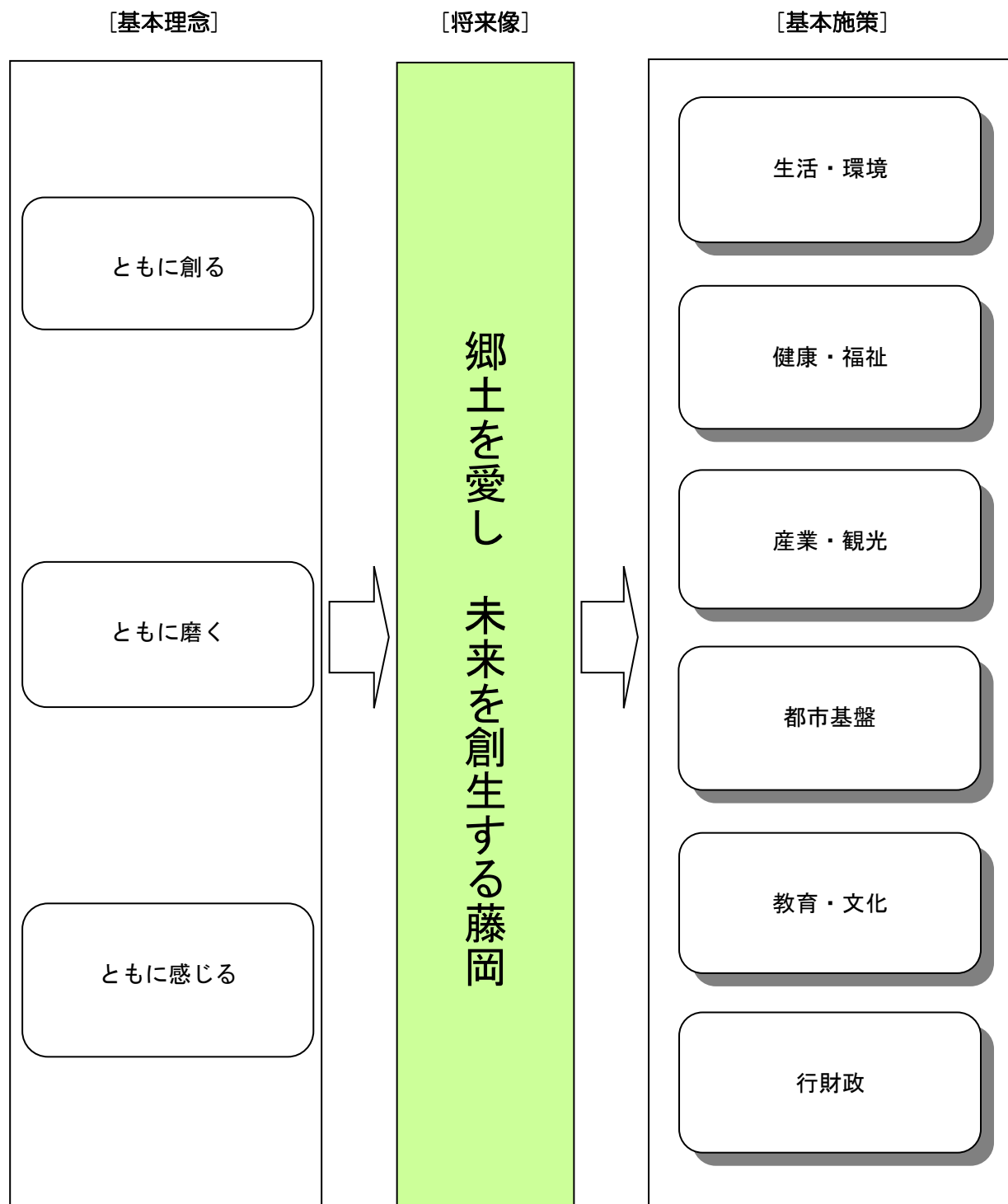
基本施策2 健康・福祉

基本施策3 産業・観光

基本施策4 都市基盤

基本施策5 教育・文化

基本施策6 行財政



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少を緩和し、将来的に人口維持から可能な限り増加への転換を図っていく必要がある。移住に関する希望や学生の就職に関する希望をかなえることで、市内定住を促進すること等により、社会増減の均衡を目指すとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること等により、継続的に出生率の向上を図る。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、住民基本台帳人口の社会増減・自然増減の状況に基づいて評価を行う。

(7) 計画期間

令和3年4月1日～令和9年3月31日

ただし、令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間においては、新たな群馬県過疎地域持続的発展方針の内容を踏まえ、必要な場合は変更を行う。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、藤岡市過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）に記載されたすべての公共施設等の整備は藤岡市公共施設等総合管理計画に沿って実施する。

- ① 従来手法による施設整備での対応だけでなく、現有施設の保全・活用を徹底し、現有施設活用型への転換を進めるとともに、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入していく。また、一元的な情報集約を行うことで、施設全体を通して実効性のある仕組みの構築に取り組む。
- ② 公共施設等の有効活用に必要な対策については、他の関連する事業も考慮したうえで、当該施設の必要性、対策の内容や時期等を検討する。必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換・用途変更・複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、公共施設等の最適な配置への取組みを推進する。
- ③ 施設の適正化にあたっては、本市が施設を保有し続ける必要性などを検討する。そのために、本市が提供するサービスや施設機能の必要性を明確化するとともに、それらのサービスを本市が主体となって実施する必要があるかを見極め、サービス提供を将来にわたって継続していくことの妥当性を判断する。
- ④ 本市が保有・管理する公共施設の延床面積を、財政推計を踏まえた中で、人口減少や人口構造の変化を見据え、既存施設の複合化・統廃合・民間譲渡等を実施し、約25%縮減することを目指す。
- ⑤ 活用していく施設は、定期的な点検・劣化診断等の予防保全的な維持管理を実施することにより、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努める。
- ⑥ 集約化・複合化・移転等に伴い、廃止された施設は、老朽状況により、土地及び建物の売却又は建物を取り壊したうえで土地のみの売却を検討する。
- ⑦ 貸付施設や指定管理施設は、民間団体等への譲渡を検討する。
- ⑧ インフラ施設は、市民生活にとって重要度が高く、また、いわゆるハコモノ施設のように統廃合や複合化といった対応が困難なため、経費の縮減余地が少ない施設である。既に策定している「藤岡市橋梁長寿命化修繕計画」・「藤岡市水道ビジョン」等の方針や計画に基づいて事業を進めていくが、安全性や経済性等、必要な機能を取り入れた整備の推進と新技術や新制度の積極的な活用を検討する。
橋梁と下水道は、これまでほとんど実施してこなかった既存施設の更新が今後本格化することが予測される。インフラ施設は、新規施設の整備と既存施設の更新のバランスをとりつつ、更新時期の分散化を図る。また、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努める。
- ⑨ 施設の管理水準を設定し、定期的な点検により、劣化進行等の状態を把握し、データの蓄積を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

住宅地の分譲開発や、旧町有林産材の無償交付等により若者定住対策事業を実施し、定住対策に一定の成果を上げた。

また、市街地整備事業による老朽空き家の撤去や、中心市街地活性化基本計画に基づき多目的広場や鬼石多目的ホールを建設し、街並みの整備を推進してきた。さらに、中心市街地に公民館機能と支所機能を集約した鬼石地域複合施設を建設したことにより、住民と行政が協働のまちづくりを推進する拠点が整備された。

今後は、優れた自然環境を背景とした定住対策や居住環境の整備を推進するとともに、市街地の再生や賑わいの創出が課題である。

イ 地域間交流

平成26年度には桜山公園を中心に約39万人の観光客が訪れたが、近年観光客は減少傾向にある。今後は、桜山公園の再整備、道路網の整備、周辺市町村との連携及びPR活動を行い、交流人口の拡大を図る必要がある。

ウ 人材育成

平成28年度より、地域おこし協力隊員1名を雇用し、観光振興及び地域活性化策の推進を行ってきた。令和3年度からは、新たに1名の増強を行い、地域PR活動と併せ移住定住対策の強化を図っている。今後は、地域おこし協力隊員が移住コーディネーターとして地域の魅力を発信するための取り組みを強化推進する必要がある。

エ 住民主導のまちづくり

令和3年度に、住民主導により地域の課題を協議する「鬼石地域活性化協議会」を設立した。今後は、アートによるまちづくりや商業振興を中心とした交流人口の増加策と併せ移住定住者への支援策の協議を開始する。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 住民との協働による中心市街地活性化事業を推進する。
- ② 官民連携による定住対策を推進する。
- ③ 増加する空き家の利活用を推進する。

イ 地域間交流

- ① 観光産業を牽引役として地域全体の活性化を図る。
- ② 観光資源を活用して交流人口の拡大を図る。
- ③ 近隣市町村と連携し、交流人口の拡大を図る。

ウ 人材育成

- ① 空き家・古民家再生による移住定住者支援を推進する人材の育成を図る。
- ② 他自治体地域おこし協力隊員との交流を図り賑わうまちづくりを推進する。
- ③ 地域ブランドの開発や地場農林産物のPRを推進する人材の育成を図る。

エ 住民主導のまちづくり

- ① 空き家の活用や地域の課題を洗い出し人口増加策を推進する。

- ② 国内外芸術家によるアーティスト・イン・レジデンスを活用し地域力の強化を図る。
 ③ 地域資源を活用した事業の展開により地域経済の活性化を図る。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(3) 人材育成	情報発信機材等整備	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	地元産材活用支援 ○具体的な事業内容 定住の意思をもって本区域に住宅建築をする場合、地元林産材を使用することにより使用量に応じた助成金を交付 ○事業の必要性 移住・定住促進の支援により、本区域の活性化等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇移住・定住の促進 ◇地域の活性化	市	
	その他	移住定住支援事業 ○具体的な事業内容 定住の意思をもって本区域に転入をする場合、補助金を交付 ○事業の必要性 移住者の負担軽減、移住・定住促進の支援により、本区域の活性化等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇移住・定住の促進 ◇地域の活性化 鬼石地域活性化協議会支援 ○具体的な事業内容 移住・定住対策部会、アートな街づくり部会、地域振興部会の3部会で組織する鬼石地域活性化協議会に補助金を交付	協議会	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		○事業の必要性 協議会事業の支援により、鬼石地域の活性化に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇定住人口及び交流人口の増加 ◇地域の活性化		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本区域の耕地は、地形的に制約を受け、浄法寺地区に集団的な耕作地がある以外は山間地域に点在している程度であり、区画整理はされていない。

農家数は、令和2年度で154戸、1戸当たりの平均耕地面積は約0.30haであり、0.5ha未満の小規模農家が7割以上を占め、そのほとんどが兼業農家である。

浄法寺地区では、米麦・露地野菜を中心とした農家経営であり、山間地域は畑のみで、リンゴ・ミカン等が栽培されている。

担い手は、高齢者が多く、地形的条件や地域資源を生かした効果的な基盤整備が充分でないことから、全体の生産性は低い。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されている。農地の有効活用、地域の気候風土に合った農作物の研究、有機農業の振興、有害鳥獣対策が課題である。

また、リンゴ、ミカン、有機農産物の販路拡大や農家所得向上のため、観光産業と連携した取り組みが必要である。

イ 林業

林野面積は、令和元年度末で4,121ha、林野率が78.6%、所有形態は民有林率が94.6%、人工林率も77.2%と高いが、個々の林家の経営規模は零細で、林業だけの経営は難しい状況にある。

また、多くの森林が保育・間伐等を必要としているが、後継者不足により管理されていない森林が増加している。

長期にわたる木材価格の低迷、林業従事者の高齢化及び後継者育成問題等、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、森林の公益的機能に対する関心は高まっている。

林業の振興のため、平成31年に森林経営管理制度が創設された。森林経営管理制度は経営管理を実施できない森林所有者から市が委託を受け、経営管理の実施又は民間事業者に再委託を行いながら林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するものである。所有者への意向調査とともに林業経営に適した森林について再委託するが、所有者不明の森林への対応や木材搬出のための林道整備などが課題である。

ウ 工業

工業は、平成30年度では事業所数17社、従業員数は555人となっており、平成25年度の事業所数19社、従業員数621人と比べると減少している。また、事業所の規模は、小規模事業所が多く存在するため、企業の育成や優良企業の進出が求められている。今後は、新たな創業者を増やすため、創業支援の強化も必要である。

エ 商業

商店街は、奥多野地域や神川町等を商圈とした小規模な飲食店や小売店等で形成され、商店数及び年間販売額は、平成16年度に128店舗、年間販売額80.0億円に対し、平成30年度が115店舗70.1億円で、一店舗当たりの年間販売額は6,095万円となっている。地場産業の庭石業は、近年の住宅事情や生活様式の変化等から需要が減少し、低迷している。

このため、平成30年に策定した「第5次藤岡市総合計画」に基づき、商店街をはじめとした地域の特性、個性、資源を活用しながら、人々のにぎわいと活気があふれる街づくりを行うとともに、地域の商店や創業希望者等が、魅力ある店づくりや安定した経営を行うための支援を行うことで、環境の変化や消費者ニーズに適切に対応できる地域産業の育成を図っていく。

オ 観光産業

豊かな自然を背景に、国指定の天然記念物等の観光資源が数多くあるが、観光入込客は平成26年度約39万人、令和元年度約22万人と減少傾向にある。その要因として、冬桜の樹勢の衰退や各種観光施設の老朽化等が考えられる。

今後は、今ある観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こし、特産品の開発等が課題である。

また、本区域内の公園については老朽化が著しく、事故の未然防止と利用者の安全を考慮し、使用禁止の遊具が増加している。利用者のほぼいない公園の遊具は撤去し、利用者の多い公園の遊具は更新するなど利用状況を考慮し、計画的に更新及び解体除去を行い、公園整備を行う必要がある。

(2) その対策

産業振興において周辺市町村との連携に努め以下の対策を講ずる。

ア 農業

- ① ふるさと農道に接続する道路の整備を進める。
- ② 観光施策との連携による直売施設や組織の整備等の販路拡大対策を推進する。
- ③ 生産組織の強化や栽培技術の向上を図る。
- ④ 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を推進し、耕作放棄地の発生防止と再生利用に努める。
- ⑤ 新規就農者の確保・育成を図る。
- ⑥ 有害鳥獣対策の充実を図る。

イ 林業

- ① 地域木材の利用促進を図る。
- ② 効率経営のための林道・作業道の整備を進める。
- ③ 林業機械の導入や技術研修による後継者育成を行う。
- ④ 森林の持つ公益的機能の維持と活用を図る。
- ⑤ 放棄山林や不在村者保有森林を管理する組織の育成を図る。
- ⑥ 森林経営管理制度の周知及び促進を図る。

ウ 工業

- ① 工場用地の確保や道路等の基盤整備を図る。
- ② 新規進出企業誘致のため、製造業や情報サービス業等をはじめとしたさまざまな産業を対象とした優遇措置制度の充実を図る。
- ③ 既存企業の設備投資や近代化を推進するとともに、安定した雇用促進を図る。

エ 商業

- ① イベントの充実等により、まちなかに立ち寄るための施策を推進する。

オ 観光産業

- ① 市街地の活性化対策で想定した事業を積極的に推進する。
- ② 観光を生かした新たな産業の確立を図る。
- ③ 桜山公園、神流湖、三波石峡、体験学習館、自然活用管理センター、天神茶屋、あじさいの里等の観光名所の整備を図る。
- ④ 自然体験のできるレクリエーション施設の整備を図る。
- ⑤ 観光客に対応するための市道等の整備を促進する。
- ⑥ トイレ及びウォーキングコースの充実を図る。

- ⑦ 遊具の計画的な改修及び更新を進める。
- ⑧ 公園施設の整備により、地域住民の交流及び憩いの場を提供する。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	林道高畑線	市	
		林道根際線	市	
		林道八木沢線	市	
		林道千の沢線	市	
		林道八塩線	市	
		林道高瀬線	市	
		林道雲尾線	市	
		林道小平塩沢線	市	
		林道根際栢ヶ舞線	市	
		林道細尾線	市	
		林道塩沢坂本線	市	
		林道保美濃山線	市	
		林業専用道下三波川線	県	
		林道栢ヶ舞線	市	
		林道坂原線	市	
		林道ブナン沢線	市	
		林道日向線	市	
		林道滝ノ沢線	市	
		林道尾柿線	市	
		林道茶堂線	市	
		林道野茨線	市	
		林道南郷支線	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	桜山公園整備	市	
		三波石峡整備	市	
		体験学習館整備	市	
		自然活用管理センター整備	市	
		譲原農産物処理加工施設整備	市	
		八塩あじさいの里整備	市	
		三杉町住宅団地広場整備	市	
		上町住宅団地広場整備	市	
		本町住宅団地広場整備	市	
		宇塩公園整備	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	浄法寺スポーツ公園整備 小平河川公園整備 かたらい広場整備	市 市 市	
	第1次産業	森林経営管理制度 ○具体的な事業内容 経営管理権の設定に係る所有者意向調査、森林調査、測量業務等 ○事業の必要性 経営管理が行われていない森林について、市が経営管理をしたり、民間事業者にも再委託をしたりすることにより、林業経営の効率化に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇手つかずの森林の減少 ◇林業経営の効率化	市	
	観光	冬桜樹勢回復・植樹育成事業 ○具体的な事業内容 樹勢が衰えた冬桜の樹勢回復及び次世代の苗木の植樹・育成 ○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化	市	
		神流湖魚族放流事業 ○具体的な事業内容 神流湖へヤマメやワカサギ、ヘラブナ等の魚族を放流 ○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化 体験学習館指定管理事業 ○具体的な事業内容 道の駅でもある体験学習館の指定管理委託 ○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化	市	
	(11) その他	有害鳥獣対策 市道鬼石3136号(桜山公園) 市道鬼石3183号(大沢・雲尾) 市道鬼石4169号(三波石峡)	市 市 市 市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧鬼石町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)、(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「産業の振興」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画(平成27年度策定)や林道橋個別施設計画等との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

情報通信基盤においては、令和2年度から坂原地区（電話番号 56 局）で光ファイバーによる高速ブロードバンド網の整備を進めている。これにより市内の光ファイバー未整備地域が解消することから、デジタルトランスフォーメーションを推進し、電子自治体の実現に向けた取り組みをさらに進める必要がある。

イ テレビ難視聴地域解消の推進

地上デジタル放送への対応では、共同受信施設のデジタル化改修や、新たに設立された共同受信施設への補助を行い、情報格差是正を図った。今後は、各共聴組合が実施する老朽化したケーブルの張替え等の対応が必要である。

(2) その対策

ア 情報化の推進

- ① 情報格差是正のための情報通信基盤の整備を推進する。また、デジタルトランスフォーメーションを推進する。

イ テレビ難視聴地域解消の推進

- ① 情報格差防止のため、テレビ共聴組合による設備更新等に対する補助を実施する。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ共聴組合設備改修補助	組合	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「地域における情報化」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本区域の市道の整備状況は、令和3年4月1日現在で路線数934路線、実延長280,826mで形成されており、その内訳は1級12路線、2級16路線で、実延長は41,663m、その他道路が906路線239,163mとなっている。

市道の整備状況は、国・県道と比べると舗装率・改良率ともに低くなっている。

林道の整備は十分ではなく、林業・木材産業の振興とともに、森林の総合的な保全のため開設・改良が課題である。

また、地形的な制約により、回遊する道路網の形成が遅れており、今後は、住民生活の利便性と安全性を図るために、広域幹線道路とのネットワーク形成が課題である。

道路の状況(藤岡市)

(令和3年4月1日現在)

区分		国	県		市	
		国道	主要地方	一般県道	市道	林道
実延長 (a)		26.3km	50.6km	67.1km	1,167.7km	32.3km
内訳	舗装済延長 (b)	26.3km	45.6km	63.1km	706.8km	7.1km
	改良済延長 (c)	19.1km	43.3km	39.4km	360.5km	9.1km
	交通不能延長 (d)	0	5.0km	4.6km	602.1km	—
舗装率 b/a		100.0%	90.1%	94.0%	60.5%	22.1%
改良率 c/a		72.6%	85.6%	58.7%	30.9%	28.3%
交通不能率 d/a		0	9.9%	6.9%	51.6%	—

道路の状況(旧鬼石町区域)

(令和3年4月1日現在)

区分		国	県		市	
		国道	主要地方	一般県道	市道	林道
実延長 (a)		19.5km	5.5km	15.1km	280.8km	22.5km
内訳	舗装済延長 (b)	19.5km	5.5km	12.5km	110.8km	12.3km
	改良済延長 (c)	19.5km	5.5km	4.3km	65.6km	8.5km
	交通不能延長 (d)	0	0	2.6km	183.8km	—
舗装率 b/a		100.0%	100.0%	82.8%	39.5%	54.8%
改良率 c/a		100.0%	100.0%	28.6%	23.4%	37.8%
交通不能率 d/a		0	0	17.2%	65.5%	—

橋りょうの状況(藤岡市)

(令和3年4月1日現在)

区分	全橋りょう (a)		内訳				荷重制限橋		交通不能橋		永久橋率 b/a (%)	
			永久橋(b)		木橋							
	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長
国道	39	1,390	39	1,390	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
県道	主要道	39	1,623	39	1,623	0	0	0	0	0	100.0	100.0
	一般道	50	632	50	632	0	0	0	0	0	100.0	100.0
市道	463	4,049.6	445	3,949.4	18	100.2	1	3.1	118	674.3	96.1	97.5

橋りょうの状況(旧鬼石町区域)

(令和3年4月1日現在)

区分	全橋りょう (a)		内訳				荷重 制限橋		交通 不能橋		永久橋率 b/a (%)	
			永久橋(b)		木橋							
	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長m	橋数	延長
国道	27	756.3	27	756.3	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
県道	主要道	4	144.3	4	144.3	0	0	0	0	0	100.0	100.0
	一般道	9	180.8	9	180.8	0	0	0	0	0	100.0	100.0
市道	143	1,217.6	131	1,153.0	12	64.6	0	0	3	28.4	91.6	94.7

イ 公共交通対策

公共交通機関はバスのみであり、鬼石地区と三波川地区を結ぶデマンドバス、ＪＲ本庄駅と神川町神泉総合支所を結ぶ朝日バス、ＪＲ新町駅と上野村を結ぶ日本中央バス及び神川町の町営バスの一部乗り入れの４路線がある。

人口減少に伴い、バスの利用者も減少しているため、バス事業に掛かる費用は増加している。今後は、運行形態や交通システムの構築が課題である。

(2) その対策

ア 県道及び市道

- ① 広域道路やふるさと農道との道路網の形成を図る。
- ② 幹線道路の舗装・改良を進め、集落間アクセスの向上を図る。
- ③ 農林道及び作業道と広域幹線道路との連携を図る。

イ 公共交通対策

- ① 交通弱者に配慮し、移動手段の確保を図る。
- ② 山間地域におけるデマンドバス等の交通システムの構築を図る。
- ③ 各観光地へのバス交通ネットワークの構築を図る。

(3) 計画

令和３年度～令和８年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道 道路	市道鬼石1110号(平) 市道鬼石3320号(下三波川・山路) 市道鬼石1117・1119号(浄法寺) 市道鬼石1166(八塩) 市道鬼石2048・2049号(鬼石) 市道鬼石2074号 市道鬼石1008号 市道鬼石1087号 市道鬼石1090号 市道鬼石4021号(坂原) 市道鬼石4044号(坂原)	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	市道鬼石2128号 市道鬼石新規路線 市道鬼石3038号(千ノ沢橋) 市道鬼石3002号(不動橋) 市道鬼石3078号(組合橋) 市道鬼石3056号(大内平橋) 市道鬼石1008号(根古屋橋) 市道鬼石1008号(不動橋) 市道鬼石1101号(無名橋14) 市道鬼石1075号(無名橋22) 市道鬼石1207号(無名橋23) 市道鬼石1105号(無名橋25) 市道鬼石1111号(無名橋29) 市道鬼石1128号(無名橋31) 市道鬼石1129号(無名橋32) 市道鬼石3059号(無名橋70)	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(3) 林道	林業作業道琴辻線 林業作業道背木根線 林業作業道北峠線 林業作業道雲尾線 林業作業道下三波川線 林業作業道大縄場線 林業作業道峯線 林業作業道上妹ヶ谷線 林業作業道高牛線	市 市 市 市 市 市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「交通施設の整備、交通手段の確保」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）や藤岡市舗装維持修繕計画、藤岡市橋梁長寿命化修繕計画との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本区域の上水道は、三波川小平水源及び譲原水源から鬼石、浄法寺、譲原及び三波川地区の一部を給水区域として、日量最大2,850m³の給水を行っているが、人口減少により水需要は減少傾向にある。また、水道施設の老朽化への対応が課題となっている。

上水道以外では、市営の小水道4か所、地域所有の小水道6か所があるが、いずれも施設の老朽化が著しく進んでいる。過疎化や少子高齢化が顕著になる中で、地域所有の小水道では施設の維持管理が困難になっている。

イ 下水処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合による共同処理施設において、令和2年度に2,859tを処理した。平成4年度から浄化槽設置整備事業を推進しており、平成13年度から生活雑排水の処理方法は、公共下水道と合併処理浄化槽の2方式となっている。

本市の令和2年度までの合併処理浄化槽の普及率は49.0%であり、年々普及率は向上している。しかし、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の占める割合は5割を超えており、生活排水による側溝の悪臭や河川の水質悪化が懸念される。

今後も引き続き、合併処理浄化槽の普及率の向上や浄化槽設置整備事業の推進が課題である。

ウ 廃棄物処理施設

旧鬼石町は、資源循環型社会の実現をめざし、ごみの固形燃料(RDF)化施設、リサイクルプラザ及び最終処分場を整備するとともに、分別排出と指定袋による有料化を推進し、成果を上げてきた。

また、合併後は、ごみ処理施設を機能的・効率的に利用するため、不燃ごみ処理施設として稼動し、不燃ごみから資源ごみを分別回収し、資源の有効活用を図っている。

また、環境に配慮し、旧清掃センターの老朽化した焼却施設の取り壊し及び旧最終処分場の適正閉鎖を実施する必要がある。

エ 消防施設

消防は、常備消防1分署、非常備消防4分団60名体制の消防団と自主防災組織15団体で構成されているが、高齢化や人口減少により消防団員の確保が困難となり、消防力の低下が懸念される地域がある。

今後は、消防車両の更新や資機材の充実、消防水利の計画的な整備が必要である。

オ その他

公営住宅は、昭和38年度から平成16年度までに155戸建設され、民間の賃貸住宅とともに住民のニーズに应运えてきたが、老朽化の著しい住宅もあり、計画的に改修及び解体除去を行っている。

また、地域における人口及び世帯数の減少等により空家が年々増加しており、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題が生じている。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 安定した水の供給に努めるため、老朽化した水道施設の更新を進める。

- ② 地域所有の小水道に対し、施設の維持管理が継続できるよう支援する。

イ 下水処理施設

- ① 家庭の適正排水対策と浄化槽設置整備事業を推進する。
 ② 合併処理浄化槽の適正管理の推進に努める。
 ③ 啓発活動を行い、合併処理浄化槽への転換設置を推進する。

ウ 廃棄物処理施設

- ① ごみの減量化と分別排出の推進を図る。
 ② 旧清掃センター取り壊し及び旧最終処分場の適正閉鎖を行う。

エ 消防施設

- ① 消防車両の計画的な更新と防災資機材の整備を推進する。
 ② 防火水槽や消火栓の計画的な整備と適正な配置に努める。
 ③ 自主防災組織を育成し、地域防災力の強化を図る。
 ④ 防災意識の向上を図る。

オ その他

- ① 公営住宅の計画的な改修及び解体除去を進める。
 ② 増加する空き家の利活用を推進する。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水管整備 上の山浄水場改修	市 市	
	その他	美原地区小水道施設整備 三波川地区小水道施設整備	市 市	
	(2) 下水処理施設			
	その他	合併処理浄化槽設置補助	市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	旧清掃センター(諸松)解体及び跡地整備 最終処分場適正閉鎖	市 市	
	(5) 消防施設	消防施設整備(ポンプ自動車) 消防施設整備(防火水槽)	市 市	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	地域所有小水道施設維持管理支援 ○具体的な事業内容 各地域で運営する飲料水供給施設(小水道)について、巡視等による人的支援及び水質検査等に対する補助金の交付 ○事業の必要性 人的及び金銭的支援により、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する ○見込まれる事業効果 ◇公衆衛生の向上 ◇生活環境の改善	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「生活環境の整備」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画(平成27年度策定)や藤岡市公営住宅等長寿命化計画との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 地域福祉

高齢者世帯、子育て家庭や障がいのある人などが抱える生活課題は、複雑化・多様化しており、公的な福祉サービス等の提供だけでは、きめ細かな対応・課題解決が困難なケースが増加している。地域住民相互の社会的なつながりが希薄化していることから、近所やボランティアなどの地域が力を合わせて対応する協力体制の確立が必要である。

イ 児童・母子・父子福祉

保育園2園と認定子ども園1園があり、子育て支援事業や小学校の空き教室を利用した学童保育事業を推進している。急速な少子高齢化が進む中で、私立2園で地域の子どもたちの受け入れが可能であることから、藤岡市立おにし保育園は令和3年度をもって閉園とする。令和4年度以降は、鬼石地域の持続可能な子育て環境の確保のため、私立2園と地域一体となって次代を担う子どもが健やかに育つことのできる環境づくりが必要である。

また、女性の社会進出の増加に伴い、保育園や学童保育所では保護者のニーズに合った保育内容を実施することが課題である。

さらに、母子・父子世帯において、子どもの養育や生活上の問題を抱えているケースも多く、相談や支援体制の充実が課題である。

ウ 高齢者福祉

65歳以上の高齢者人口は、令和2年度で2,109人（男性：911人・女性：1,198人）であり、高齢化率は41.9%となっている。本区域にある10か所の行政区のうち、高齢化率が50%を越える行政区は3か所ある。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は、2,298世帯中292世帯（12.7%）となっており、将来の地域コミュニティの維持が危ぶまれる状況にある。今後も住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、既存施設の有効活用を図りつつ、様々な支援が必要である。

また、要支援・要介護認定者には、地域包括ケアシステムを構築した上で、真に必要な介護サービスの総合的かつ一体的な提供が必要である。

エ 介護老人保健施設

ひとり暮らし高齢者世帯が増加し、在宅介護ができないケースが増えており、少子高齢化社会の大きな問題となってきていることから、平成9年度に介護老人保健施設（40床）を建設し、その後10床増設（50床）した。

今後は、高まる需要に対応できるよう、施設設備等の充実を図り、質の高いサービスの提供を図る必要がある。

また、今後の介護老人保健施設の役割は、要介護者が増加する中で、自立支援を進めることにより家庭復帰を促進し、在宅生活が継続できるように、在宅ケア支援機能を充実させることが必要である。

(2) その対策

ア 地域福祉

- ① 誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けられるために、地域住民をはじめ、地域関係組織、行政、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会が協働して市民の生活課題を解決するための地域福祉を推進する。

イ 児童・母子・父子福祉

- ① 保育園や学童保育所等において、地域や世代間の交流活動を実践し、地域で子育てをする意識の向上を図る。
- ② 家庭援護組織等による母子・父子家庭の相談や支援を推進する。
- ③ 藤岡市要保護児童対策地域協議会の運営を強化して児童虐待防止対策の充実を図り、また、子どもを犯罪等から守る活動を推進する。
- ④ 学童保育所や認定こども園の施設整備と運営を援助するための補助制度の充実を図る。

ウ 高齢者福祉

- ① 配食サービス事業や緊急通報装置の設置等の在宅福祉サービスの充実を図る。
- ② 高齢者の社会貢献や生きがいのため、積極的な社会参加を図る。
- ③ 筋力トレーニング事業やミニデイサービス事業等の介護予防対策の充実を図る。

エ 介護老人保健施設

- ① 入所施設設備・備品等の整備を行う。
- ② 居宅介護支援事業サービスの充実を図り、在宅復帰支援を行う。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 介護老人保健施設	介護老人保健施設 鬼石施設・備品整備	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	おにし保育園解体事業 ○具体的な事業内容 令和3年度末で閉園するおにし保育園の解体 ○事業の必要性 廃止となる施設の解体により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 診療施設

本区域には、藤岡市国民健康保険鬼石病院と歯科医院が2施設あり、本区域をはじめとして、奥多野の2町村、埼玉県の新川町、本庄市児玉区域の一部及び秩父市吉田区域等を診療圏としている。

藤岡市国民健康保険鬼石病院は、診療科として内科、呼吸器内科、循環器内科、外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、皮膚科の10科目と訪問看護ステーションを設置しており、病床数は一般病床52床、療養病床47床の99床となっている。

今後は、多野藤岡医療事務市町村組合（公立藤岡総合病院）との連携を強化し、行政との調整を図りつつ、予防医療や人間ドック、特定健診、健康教育等に力を注ぐとともに、救急医療のさらなる充実を図る必要がある。

また、地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、在宅医療の充実等の高齢化に対応した診療体制の充実に努める必要があり、医師や看護師等の医療従事者の確保も重要な課題である。

(2) その対策

ア 診療施設

- ① 地域医療の中核として、施設の整備や医療機器を更新し、医療体制の充実を図る。
- ② 電子カルテシステムの導入により、病院機能の合理化を図る。
- ③ 交通弱者のための患者送迎を展開する。
- ④ 市における位置づけと役割の明確化、経営基盤の安定に努める。
- ⑤ 医療従事者確保のために、経営を考えながら魅力ある勤務環境を整備する。
- ⑥ 高度医療や住民の高齢化に対応するとともに、在宅医療の推進及び地域包括ケアシステムの構築に向けた医療の展開を図る。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	藤岡市国民健康保険鬼石病院施設・備品整備	市	
	(4) その他	藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計繰出金	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「医療の確保」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの削減に努めることとする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

本区域の小中学校は、かつて小学校6校、中学校3校であったが、児童生徒数の減少に伴う学校統合の結果、現在は小学校2校、中学校1校となっており、次表のとおり児童生徒の減少が続いている。

学校施設等の設備は老朽化が進んでいるが、昭和56年の新耐震基準以前の校舎及び体育館の耐震補強工事は完了した。新耐震基準以降の体育館及びその他の施設についても大規模改修や設備の更新等を行い、安全・安心な教育環境を確保する必要がある。

また、学童の放課後対策として、空き教室を活用した学童保育を実施しているが、充実した学童保育が実施できるよう施設の充実が課題となっている。

児童・生徒就学予定者調（藤岡市）

（令和3年5月1日現在 単位:人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校計	2,887	2,757	2,648	2,520	2,436	2,323
中学校計	1,627	1,603	1,584	1,556	1,458	1,398
合計	4,514	4,360	4,232	4,076	3,894	3,721

児童・生徒就学予定者調（旧鬼石町区域）

（令和3年5月1日現在 単位:人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鬼石北小	60	57	51	52	47	45
鬼石小	78	72	59	54	53	53
小学校計	138	129	110	106	100	98
鬼石中	83	85	81	80	74	55
合計	221	214	191	186	174	153

イ 幼児教育の振興

幼児教育の施設は、認定こども園1園があり、施設整備や運営を助成している。

今後も、本市内各園が連携を深めるとともに、次代を担う人材の育成のために、施設整備等を支援する必要がある。

入園対象者人口（藤岡市）

（令和3年5月1日現在 単位:人）

区分	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
人数	399	420	368	360	334	324

入園対象者人口（旧鬼石町区域）

（令和3年5月1日現在 単位:人）

区分	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
人数	15	17	16	14	9	10

ウ 生涯学習の振興

住民の一人ひとりが、生涯にわたり学習に取り組むというライフスタイルが定着してきて

おり、趣味・教養等の分野からスポーツ、レクリエーションに至るまで、幅広くなっている。

住民が自己実現を図りながら充実した人生を送ることができるよう、生涯学習社会のまちづくりを進めていく必要がある。

今後は、公民館等を利用した地域学習の支援や住民の体力づくりを目的とした鬼石多目的ホールのトレーニング機器の有効活用が課題となっている。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

- ① 小中学校の体育館の老朽対策を行う。
- ② 児童生徒数の減少により生じた空き教室の活用を推進する。
- ③ 時代に即応したＩＣＴ機器やシステムの整備を図る。
- ④ 小中学校校舎及び校庭の整備を行う。

イ 幼児教育の振興

- ① 学校・幼稚園・認定こども園との連携を図る。

ウ 生涯学習の振興

- ① 生涯学習を推進するための学習機器や備品の充実を図る。
- ② 鬼石多目的ホールの利活用の向上を図る。

(3) 計画

令和３年度～令和８年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	鬼石北小学校校舎整備 鬼石小学校校舎整備 鬼石中学校校舎整備	市 市 市	
	屋内運動場	鬼石北小学校体育館整備 鬼石小学校体育館整備 鬼石中学校体育館整備	市 市 市	
	屋外運動場	鬼石北小学校校庭整備 鬼石小学校校庭整備 鬼石中学校校庭整備	市 市 市	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入	市	
	その他	各学校教育機器整備	市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	鬼石多目的ホール整備	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	鬼石中学校敷地保全事業 ○具体的な事業内容 鬼石中学校敷地として恒久的な活用を図るための用地の取得 ○事業の必要性 施設用地の公有財産化により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	
	生涯学習・スポーツ	旧鬼石公民館(別館)解体事業 ○具体的な事業内容 旧鬼石公民館(別館)の解体 ○事業の必要性 使用していない施設の解体により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「教育の振興」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落の整備

本区域の集落形態は、平坦地に位置する鬼石地区及び浄法寺地区に人口の7割以上が集中しており、その他は山間地に点在する比較的小規模な集落である。

山間地においては、若年層を中心とした人口流出に伴う少子高齢化の進行によって集落機能が低下し、集落自体の維持が困難な状態が現れ始めている。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、都市部では実現できない豊かな自然の中での生活を希望する移住・定住志向が高まっている。本区域においても、都市地域から移住し、地域ブランドの開発や住民の生活支援等を行う「地域おこし協力隊」を活用し、集落の維持及び活性化等を図る必要がある。

また、道路網の整備及び空き家の利活用等の居住環境を整備する必要がある。

(2) その対策

ア 集落の整備

- ① 集落間をつなぐ道路網の整備を進める。
- ② 移住・定住対策を進める。
- ③ 集落の維持が困難な地域への支援を行う。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	地域おこし協力隊の活用	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「集落の整備」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興等

本区域には、全国的にも貴重な国指定文化財等（「三波川（サクラ）」、「三波石峡」、「譲原石器時代住居跡」等）を有しており、その保護及び活用に努めてきたが、その整備は十分な状態ではない。郷土に対する文化意識の高揚を図るとともに、古い時代から人が地域に生き続け、代々引き継がれてきた文化の証として、保護及び活用に努める必要がある。

また、地域に昔から伝わる郷土芸能も重要であり、祭りや伝統行事等の保存及び継承や後継者の育成が課題である。

(2) その対策

ア 地域文化の振興等

- ① 名勝及び天然記念物「三波川（サクラ）」の保護と育成を図る。
- ② 歴史民俗資料の収集及び保存に努める。
- ③ 地域文化に対する市民の理解を深める。
- ④ 文化財を観光資源として活用する。
- ⑤ 祭りや伝統行事の保存と伝承のため、後継者の育成に努めるとともに、地域文化の情報発信等のソフト事業の充実を図る。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	三波川（サクラ）樹勢回復事業 ○具体的な事業内容 国指定名勝及び天然記念物である三波川（サクラ）の樹勢回復 ○事業の必要性 文化財の保存活用により、地域文化の振興に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇地域文化の振興 ◇文化意識の高揚	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「地域文化の振興等」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 太陽光

本区域の天候は、晴れの日が1年のうち約6割を占めており、太陽光を活用しやすい地域である。環境負荷の少ない太陽光発電設備の導入を推進しており、既に鬼石総合支所をはじめとする公共施設に導入されている。

しかし、住宅への導入は売電価格の下落に伴い減少しており、既存住宅への導入は1割に満たない。また、本区域の多くが林野部で、地形的な制約により導入が難しいことや、促進により無秩序な太陽光開発が多く発生すると、土砂災害や自然破壊につながるものが課題である。

イ 水力

本区域は神流川が位置するなど、豊富な水資源を有する地域であり、既に神水ダムから責任放流される水を活用する発電所が運転されている。

しかし、安定的に発電するためには、安定した流量を確保する必要があるが、既にダムを用いた発電が実施されており、新規に導入できる余地があるか不透明である。また、発電に伴い堰堤やダムを作ることは、既存河川の流況に影響を及ぼすことが課題である。

ウ バイオマス

本区域の多くが林野部で、バイオマス燃料として活用できる木材が豊富である。また、未利用の土地も多く、バイオマス燃料のすぐそばに発電所や貯木場を設置できるため、輸送コストが小さいなど、バイオマス発電所を設置するポテンシャルがある。

しかし、作業道の整備が十分でなく、傾斜地も多いため、木材の調達にかかるコストが大きくなってしまう。また、林業の担い手も不足しているため、安定的に燃料を確保する仕組みを整備することが課題である。

(2) その対策

ア 太陽光

- ① 補助事業の拡充により導入を推進する。
- ② 未利用土地への導入を図る。

イ 水力

- ① 小水力発電の導入を検討する。

ウ バイオマス

- ① バイオマスによる発電を検討するとともに、市内の森林資源を木質バイオマス燃料として出荷できる仕組み作りを図る。
- ② 作業道の整備を推進する。
- ③ 地域木材の利用促進を図る。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー利用施設整備	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「再生可能エネルギーの利用の推進」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア その他地域の持続的発展に必要な事項

本区域は、行政だけの努力では地域の持続的発展を図ることは困難であり、地域住民との協働により、地域一丸となって過疎からの脱却を図ることが課題である。

地域おこし協力隊員、地域住民及び行政が協働した特産品開発、国内外の若手芸術家が本区域に滞在して作品を製作するアーティスト・イン・レジデンス、住民が主体となった地域活性化イベントなどにより、交流人口が拡大している。

NPO法人をはじめとする住民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、鬼石地域複合施設及び鬼石多目的ホールを核とした住民と行政の協働による魅力的なまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア その他地域の持続的発展に必要な事項

- ① 住民との協働による賑わいのあるまちづくりを推進する。
- ② 官民協働による文化の香るまちづくりを推進する。
- ③ 健康づくり、地域づくりに関する住民活動を推進する。
- ④ 近隣市町村との地域連携を積極的に推進する。
- ⑤ 地域活性化に必要な活動を推進する。

(3) 計画

令和3年度～令和8年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	旧鬼石総合支所解体事業 ○具体的な事業内容 文書庫として使用している旧鬼石総合支所の必要性を検討し、必要に応じて施設の解体を実施 ○事業の必要性 使用していない施設の解体により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	
		普通財産解体事業 ○具体的な事業内容 公共施設等総合管理計画に基づき、不要となった普通財産の解体を実施	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		○事業の必要性 使用していない施設の解体により、 公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において定める「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」事業においては藤岡市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）との整合を図り、公共施設等の最適な配置と予防保全的な維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減に努めることとする。

過疎地域持続的発展特別事業計画

令和3年度～令和8年度 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	地元産材活用支援 ○具体的な事業内容 定住の意思をもって本区域に住宅建築をする場合、地元林産材を使用することにより使用量に応じた助成金を交付 ○事業の必要性 移住・定住促進の支援により、本区域の活性化等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇移住・定住の促進 ◇地域の活性化	市	移住・定住の促進により、将来にわたる本区域の活性化を図る
	その他	移住定住支援事業 ○具体的な事業内容 定住の意思をもって本区域に転入をする場合、補助金を交付 ○事業の必要性 移住者の負担軽減、移住・定住促進の支援により、本区域の活性化等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇移住・定住の促進 ◇地域の活性化	市	移住・定住の促進により、将来にわたる本区域の活性化を図る
		鬼石地域活性化協議会支援 ○具体的な事業内容 移住・定住対策部会、アートな街づくり部会、地域振興部会の3部会で組織する鬼石地域活性化協議会に補助金を交付 ○事業の必要性 協議会事業の支援により、鬼石地域の活性化に寄与するもの	協議会	定住人口及び交流人口の増加により、将来にわたる本区域の活性化を図る

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	○見込まれる事業効果 ◇定住人口及び交流人口の増加 ◇地域の活性化	市	手つかずの森林の減少及び林業経営の効率化により、将来にわたる山村の振興等を図る
		第1次産業 森林経営管理制度 ○具体的な事業内容 経営管理権の設定に係る所有者意向調査、森林調査、測量業務等 ○事業の必要性 経営管理が行われていない森林について、市が経営管理をしたり、民間事業者に再委託をしたりすることにより、林業経営の効率化に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇手つかずの森林の減少 ◇林業経営の効率化		
		観光 冬桜樹勢回復・植樹育成事業 ○具体的な事業内容 樹勢が衰えた冬桜の樹勢回復及び次世代の苗木の植樹・育成 ○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化	市	交流人口の増加及び地域の活性化により、将来にわたる観光の促進を図る
		神流湖魚族放流事業 ○具体的な事業内容 神流湖ヘヤマメやワカサギ、ヘラブナ等の魚族を放流	市	交流人口の増加及び地域の活性化により、将来にわたる観光

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化 体験学習館指定管理事業 ○具体的な事業内容 道の駅でもある体験学習館の指定管理委託 ○事業の必要性 観光資源の整備により、地域内外の人の交流や地域産業の振興等に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇交流人口の増加 ◇地域の活性化	市	の促進を図る 交流人口の増加及び地域の活性化により、将来にわたる観光の促進を図る
		地域所有小水道施設維持管理支援 ○具体的な事業内容 各地域で運営する飲料水供給施設(小水道)について、巡視等による人的支援及び水質検査等に対する補助金の交付 ○事業の必要性 人的及び金銭的支援により、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する ○見込まれる事業効果 ◇公衆衛生の向上 ◇生活環境の改善	市	公衆衛生の向上及び生活環境の改善により、将来にわたる飲料水等の確保を図る
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	児童福祉	おにし保育園解体事業 ○具体的な事業内容 令和3年度末で閉園するおにし保育園の解体 ○事業の必要性 廃止となる施設の解体により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	廃止となる施設の解体により、将来にわたる持続可能な維持管理費の節減及び公共施設等の適正管理を図る
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	鬼石中学校敷地保全事業 ○具体的な事業内容 鬼石中学校敷地として恒久的な活用を図るための用地の取得 ○事業の必要性 施設用地の公有財産化により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	施設用地の公有財産化により、将来にわたる持続可能な維持管理費の節減及び公共施設等の適正管理を図る
	生涯学習・スポーツ	旧鬼石公民館(別館)解体事業 ○具体的な事業内容 旧鬼石公民館(別館)の解体 ○事業の必要性 使用していない施設の解体により、公共施設等の適正管理に寄与するもの ○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理	市	使用していない施設の解体により、将来にわたる持続可能な維持管理費の節減及び公共施設等の適正管理を図る

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		○見込まれる事業効果 ◇維持管理費の節減 ◇公共施設等の適正管理		